第

5 7 6 2

号

REÂDAS J-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2017年)$ 平成29年 7月 27日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

4 平均課税

Q: 印税などの収入がある場合は、特別な 所得税の計算方法があるのですか?

A: 平均課税という方法が認められています。

【解説】

所得税では、所得の変動が大きいものや臨時的に生ずる所得は、通常の所得税率を適用すると税負担が大きくなるので、これを緩和するため平均課税という税額計算の特例を認めています。

この平均課税は、一定の所得(変動所得と臨時所得といいます)について適用することができます。一定の所得とは、次のようなものです。

- ① 漁獲やのりの採取から生ずる所得
- ② はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、 ほたて貝や真珠の養殖から生ずる所得
- ③ 原稿や作曲の報酬に係る所得
- ④ 著作権の使用料に係る所得
- ⑤ 一定の者と3年以上の専属契約を結び、専属的に役務提供を約し、又はそれ以外とは 役務提供しないことを約すことによる契 約金で、報酬年額の2倍以上に相当する所得
- ⑥ 不動産等、工業使用権等を3年以上の期間、 使用等をさせることにより受ける権利金 等の対価で、資産の使用料の年額の2倍以 上に相当するもの
- ⑦ 一定の所得補償金







